

分担金・拠出金の名称		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日・UNDPパートナーシップ基金)	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	214,769千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際連合開発計画(UNDP)	任意拠出金			A
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 国連システムにおける技術協力活動の中核的資金供与機関として、1965年の第20回国際連合総会決議2029(XX)に基づき、「国連特別基金」と「拡大技術援助計画」が統合して1966年1月1日に設立された。「貧困の撲滅、不平等と排除の是正」を目標として、これらを同時に達成するため、①持続可能な開発プロセス、②包括的で効果的な民主的ガバナンス、③強靱な社会の構築を重点活動分野とし、途上国のニーズに即した支援を約170の国・地域で実施。 本拠出金は、我が国とUNDPとの効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、平成15年(2003年)に従来の日本基金(人造り基金、WID基金、及びICT基金)を整理統合した基金に対するもの。本拠出金によって、UNDPが有する高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、相乗効果を生み出す事業を実施。 (2)拠出に当たった成果目標 本拠出金により、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業、我が国が重視する分野における事業を実施することにより、我が国のレジリエンス向上及び日本人職員増強に貢献し、日本とUNDPのパートナーシップを強化することを目的としている。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・UNDPは、「UNDP戦略計画2014-2017」において、次の7つの成果目標を掲げている：(1)貧困層や排除されている人々に雇用と生計をもたらす生産力の拡大を図りつつ、包括的かつ持続可能な成長と開発を実現する、(2)より強固な民主的ガバナンス制度により、発言機会、開発、法の支配、説明責任を求める人々の期待に応える、(3)各国が基礎的社会サービスの普及の着実な実現に向け、組織や制度を強化する、(4)ジェンダー不平等の是正と女性エンパワーメントの促進において早急な進展を実現させる、(5)各国が紛争の可能性を低減し、気候変動等により自然災害のリスクを軽減できるようになる、(6)紛争・災害後、早期復旧・復興と持続可能な開発プロセスへの速やかな回帰を実現する、(7)開発に関するあらゆるレベルの議論と行動において、UNDPの理念・方針に基づき、貧困、不平等と排除への取組を優先させる。2016年中に、同戦略計画に基づき実施されたUNDPの事業により、(1)1,860万人の生活の改善、(2)135万人の新規雇用(うち42%が女性)、(3)37か国における6800万人以上の有権者の新規登録、(4)33か国における210万人の法的支援へのアクセス(うち51%が女性)、(5)45か国における250万人のエネルギーへのアクセス改善、(6)35か国における災害・気候リスクに取り組むための執行可能な規制整備、(7)51か国における1,035件の防災・適応計画の導入、(8)21か国における179万人の抗レトロウイルス治療の受診、(9)76か国が温室効果ガス排出量削減と気候変動に強い開発に向けた措置を実施する等の成果があった。 ・UNDPは、上記目標に関連し、2015年及び2016年中、主要な国際会議に積極的に参加し、気候変動や災害対応、防災、人道主義の促進等に向けてグローバルな枠組の策定に貢献した(例：第3回国連防災世界会議(2015年3月、仙台)、開発資金国際会議(2015年7月、アディスアベバ)、SDGs(持続可能な開発目標)サミット(2015年9月、ニューヨーク)、COP21(2015年12月、パリ)、世界人道サミット(2016年5月イスタンブール)等)。 ・UNDPの取組の成果について、UNDPは、年次報告書の形で加盟国に配布するほか、ホームページやSNSで広く一般に向けて発信している。2016年はUNDPの創設50周年に当たり、UNDPは主要ドナー国代表として濱地外務大臣政務官(当時)を招き、ニューヨークで50周年記念閣僚会合を開催した。また、提携大学やJICA研究所における公開イベント、日本による支援案件を紹介する日本語冊子や動画作成、ホームページへの掲載等を通じてこれまでの成果をアピールするなど、日本におけるレジリエンスの確保にも努めた。UNDP駐日代表事務所は、2016年、地方の大学・高校・中学校や自治体において、47件の講演を行い、UNDPの取組や成果を発表するとともに、SDGsの啓蒙に努めた。 ・2016年度に本基金による実施が決定された全案件(「サブサハラ・アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進のための分野横断的資金配分」、「コンボにおける防災強靱化イニシアティブ」、「日・UNDP・カザフスタン開発援助機関によるアフガニスタン女性支援プロジェクト」)は、UNDP日本人職員が案件の形成及び実施に関与しており、また、これらは、UHC、防災、女性、南南協力といった我が国が重視している支援分野であると同時に、UNDPが高い専門性を有している分野である。 ・2017年度は、UNDPは、本基金を活用して、18か国において津波避難訓練を実施予定。同案件は、我が国が主導して2015年12月の国連総会において制定された「世界津波の日」(11月5日)に関し、より実践的な観点から津波防災啓蒙活動を行うため、アジア・太平洋地域の津波の発生リスクが高い諸国を中心とした津波避難計画の策定及び津波避難訓練の実施を行うもの。本件事業の実施には、東北大学及び(株)富士通による協力が予定されているほか、対象各国のJICA事務所又は支所も関与することが期待されている。「世界津波の日」への関心度が高い中、本基金を活用することで、年度内に18か国における津波避難訓練の実施という広域案件を効率的かつ効果的に実施することが可能となった。 ・UNDPは、国連開発グループ(UNDG、国連で開発に携わる32機関で構成される。)の議長としてSDGsの策定に関する議論をリードしてきた。UNDPの活動は、上記のとおり、特に目標1(貧困)、目標10(不平等)、目標16(平和)に大きく貢献している。更に、SDGsの全17の目標は、いずれも持続可能な開発、民主的なガバナンスと平和構築、気候変動と災害に対する強靱性というUNDPの戦略計画の重点分野と結びついているため、UNDPは個別の目標を超えてSDGs達成のための包括的な支援のアプローチを取るユニークな機関として活動している。UNDPは、個別目標の達成への貢献のみならず、SDGs全体の主流化を図るためにSDGsと各国の開発計画や各種政策の統合に向けた支援も行っている。具体的にはUNDGの枠組みでMAPS(Mainstreaming(主流化)、Acceleration(加速) and Policy Support(政策支援))を策定し、各国におけるSDGsの主流化強化に向けた事業を行っているほか、各地にSDG推進アドバイザーを派遣し、SDGsの主流化に向けた助言を行っている。 ・日本のSDGsへの貢献策の中東地域の社会安定化と包摂的成長、国際保健システム強化及び女性の活躍推進に関連して、UNDPは、シリア及びイラク等中東諸国における人道支援並びに雇用創出等の開発支援を行うとともに、UHCの達成を目指した「アクセスと提供のパートナーシップ」を主導している。また、ヘレン・クラークUNDP総裁(当時)は、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」に3年連続出席し、ジェンダー分野における日本のリーダーシップに貢献している。				

	・「仙台防災枠組2015ー2030」の着実な実行に向け、日本人職員がモルディブ国連常駐調整官兼UNDP常駐代表を務めるモルディブにおいて、国立災害管理センターを立ち上げ、同国政府及びコミュニティの防災対策能力を強化する等、強靱な社会の形成に寄与している。 ・UNDP駐日代表は、参議院ODA特別委員会においてSDGsに関する報告を行うとともに、SDGs推進本部円卓会議構成員及び厚生労働省国際保健参与等に指名され、日本政府による国内外におけるSDGs主流化に貢献している。 ・UNDPが過去25年にわたり発行し、途上国の政策立案にも活用されている「人間開発報告書」において人間の安全保障が言及するなど、UNDPは、その概念の普及及び実践に広く貢献している。同報告書執筆に係るアドバイザー・グループには常時日本人有識者が起用されている（現在は勝間靖早稲田大学教授。）。 ・UNDPは、総裁がUNDGの共同議長を含めるなど各国連開発機関の調整役機能を担っているほか、国連開発機関の代表として130以上の国に設置されている国連常駐調整官制度を資金面・管理面で支えている。国連常駐調整官の大半はUNDP常駐代表を兼任しており、UNDPは、支援の現場においていわば国連のリーダーとして国連開発機関の調整を行い、これら機関の連携促進や一貫性確保のために中心的な役割を担っている。2017年5月時点で、123名配置されている国連常駐調整官のうち、70人がUNDP出身。 ・UNDPは、日本が重視する「人道と開発連携」の分野において、2016年5月に開催された世界人道サミット（WHS）で示されたように、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の人道支援機関と積極的に連携を図っている。例えば、現在我が国の大使館員及びJICA職員が活動困難であるシリアにおいて、日本人職員2名が配属されているUNDPシリア事務所は、UNHCRや国連世界食糧計画（WFP）等国連機関を含む約200のパートナーと連携しながら「シリア周辺地域・難民・回復計画（3RP）」の策定及び実行を担っており、電力供給や瓦礫撤去等の人道支援や復興支援に加え、若者や障がい者の雇用機会の創出や職業訓練などの開発支援を行っている。 ・我が国は、UNDPに対する最大のドナーであり、UNDPの最高意思決定機関である執行理事会の議席を、2007年～2021年のうち3年間（2009年、2014年、2019年）を除き、最大の12会期確保している。2015年には我が国が同執行理事会の副議長を務めるなど、我が国はUNDPに対して強い発言力・影響力を有している。我が国は、理事国として年に3回開催される執行理事会の場合および非公式協議を通じて、UNDPの戦略計画策定等の政策面にも積極的に関与するなど、より効果的な開発アジェンダの実現に貢献している。 ・略計画2014-2017の下、UNDPの取組が成果につながっているかをより見える形で評価するため「Integrated Results and Resources Framework（IRRF）」を策定し、ドナーに対してUNDPへの拠出が確実に成果につながっているかを説明する取組を行っている。
2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・UNDPは、毎年、国連会計監査委員会（Board of Auditors: BOA）により財務状況を含めた外部評価を受けており、その報告書は公表されている。2015年度の監査結果は2016年7月に公表された。 ・UNDPの監査室（Office of Audit and Investigations: OAI）がUNDP本部の各部署及び各地の事務所レベルの監査を実施している。毎年3月に、前年度（1月～12月）に実施された各内部監査の実施報告書が対外的に公表される。2016年度は129件の監査が実施され、全ての報告書がオンラインで公表されている。 ・本基金については、毎年6月に財務報告（決算報告）として「Certified Financial Report」（財務報告書：CFR）が日本政府に対して提出される。また、個別案件ごとの会計報告も義務付けられており、対象国の日本大使館、国連日本政府代表部、外務本省にて報告書を確認し、本基金の適切な執行を管理している。 ・本基金はUNDP本部内の対外関係アドボカシー局のジャパン・ユニット（日本人職員3名が所属）が運営しており、同ユニットとの日常的な連携により、本拠出金が丁寧かつ適切に管理されていることを確認している。 ・現行の戦略計画2014-2017の期間中、UNDPは積極的な組織改革を実践。この改革は、組織のスリム化、効率化、現場体制強化により事業の迅速化、質の向上等を図るものであり、本部の人員を30%削減し、各地域の事務所にシフトすることで、全体の人件費を12%削減するなどの成果が確認されている。また、同戦略計画の策定と同時に、Integrated Budget 2014-2017を策定し、戦略計画と予算のリンケージ強化を図り、効率的な予算執行につなげる試みを行っている。 ・上記のとおり、本基金はUNDP本部のジャパン・ユニットが運営・管理を行っており、同ユニット作成している基金執行管理表を外務本省にて各月の頻度で受領している。ジャパン・ユニットが作成する同執行管理表と財務報告書（CFR）の数値にそごがないよう、2016年8月以降は双方を突合して入念に確認をすることで、基金管理の透明性と確実性を向上させた。 ・援助機関の透明性を評価する指標として用いられる「Aid Transparency Index」において、公的開発資金を扱う46のドナーの中で、UNDPは2014年から2016年まで3年連続1位となるなど、組織の透明性については高い評価を得ている。 ・国際機関評価ネットワーク（MOPAN）の評価（2015-2016年分）では、UNDPは、組織運営体制、透明性、成果主義によるプロジェクトマネジメント等の観点から、国際機関として求められる役割を効果的に果たしているとの評価を得ている。MOPANが測定する12の重要業績評価指数のうち、UNDPは10の指数においてポジティブな結果が得られている。 ・英国のマルチ開発レビュー2016において、UNDPはおおむね好評価を得ており、特に透明性と説明責任について高い評価を得ている。 ・我が国は、UNDPの執行理事会理事国として、年3回（1月、6月、9月）の執行理事会の機会を通じて同機関の組織・財政マネジメントの改善に向けた議論に積極的に関与してきている。 ・本基金は、我が国とUNDPの間で合意した文書であるガイドラインに基づいて運営されている。同ガイドラインでは、本基金の運営の方針及び手続については、UNDPの内部規定に準ずることとしているが、UNDPの内部規定に変更等が生じた場合は、その都度、UNDPと我が国が協議の上で当該変更が本基金に適用されるか決定することとしており、我が国の意向はほぼ反映されることが確保されている。 ・また、毎年実施している日・UNDP政策対話に際し、我が国がイヤマーク拠出（使途を指定して行う拠出）した事業に対して、適時の進捗報告や終了時財政報告の提出に関して働きかけてきている。 ・さらに、在外公館において、我が国拠出による事業の財政マネジメントについて適宜フォローアップを行い、事業運営委員会への出席を通じて随時働きかけを行っている。

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・本基金は我が国の拠出のみで賄われており、我が国とUNDPが共に作成したガイドラインに基づいて運営されている。本基金を活用する支援は、①我が国の外交方針、開発協力大綱、国別開発協力方針、その他国際的に合意された政策との整合性、②二国間援助との重複がないこと、③二国間援助との相乗効果の可能性があること、④我が国の知見の活用の可能性等の観点から審査を行い、これら条件を満たした案件のみを採択している。また、本基金は、UNDPの日本人職員の増強をその目的の一つとして掲げており、本基金を活用した案件は、案件形成から実施において日本人職員が関与していることを前提としている。昨年度中に承認した案件は全てJPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）を始めとした日本人職員が関与しており、案件の実施が直接的に日本人職員の実績に直結している。本基金への拠出を減額した場合、UNDPの日本人職員支援が著しく困難になりかねない。 ・この他、我が国は、以下のように外交政策上の重要課題を遂行するために本基金を活用してきており、主要ドナーである我が国が拠出を減額した場合、これら日本の重要課題の実現に支障をきたしかねない。本基金を通じて実施している我が国の外交政策上重要な取組は主に以下のとおり。 ・アフリカ：UNDPは2016年8月にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の共催者としてUNDP総裁が出席する等、我が国政府と共に中心的な役割を果たした。第6回会合はTICADの歴史で初めてアフリカ開催となったが、その準備プロセスは現地の強いネットワークを有するUNDPとの協力なしでは成し得なかった。 ・防災：UNDPは国連開発機関の中でも我が国の対外援助重点分野である防災分野の優位性が高い。2016年度は本基金を活用してモルディブ、ガイアナ、コンボで防災分野新規案件を開始したほか、我が国が制定を主導した「世界津波の日」の関連イベントで津波防災に対する我が国の取組を示すために実施するアジア18か国を対象とした津波避難訓練案件の形成を進めている。このように、世界各国で得られた産学官の知見を迅速かつ効率的に生かす広域アプローチは、二国間援助では困難。 ・人道と開発：2016年5月に実施された世界人道サミットにおいて我が国が主導した人道と開発の連携イニシアティブの実現に向け、開発側の筆頭専門機関として、人道と開発の連携案件の形成に尽力している。UNDP側では2017年5月まで在籍した中満泉危機対応局長が主導していたことから、日本の外交政策との連携を特に強化することができた。 ・平和構築・ガバナンス：「国家安全保障戦略」や「開発協力大綱」において重点分野として位置づけられている民主化支援（普遍的価値の共有）やPKOの能力強化支援は、二国間援助機関と比してもUNDPの優位性が高い分野。 ・本基金を通じて、我が国とUNDP双方の優先事項を反映しつつ、UNDPを通じて実施することについて比較優位がある案件（その中でも特に我が国のビジビリティが特に重要なもの等）を実施している。治安や専門性の観点から直接の二国間支援が適切でない又は困難と考えられる場合に、UNDPを通じて我が国の外交方針及び優先分野を反映した案件を実施することができる。また、防災や保健等、国際的な関心が高まっている支援分野において我が国のリーダーシップや高いビジビリティが求められる場合に本基金を活用することで、同分野でグローバルなネットワークと専門性を有するUNDPIによる広域案件の実施が可能になるほか、UNDPを通じてより国際的な広報が可能となるため、同基金の活用が極めて有効。 ・UNDPは、毎年、JICAとの間で理事・局長クラスの年次協議を東京にて実施するなどして連携強化を図っている（外務本省からも同席。）。2016年の協議は7月に行われ、SDGs推進、人道と開発連携、ガバナンス分野のほか、アフリカ、中東欧州、中央アジアの各地域における更なる連携強化の方針が確認された。アフリカ地域においては2016年11月に赤道ギニアにて実施されたUNDP常駐代表会議にJICAアフリカ部長が参加したことをきっかけに、各受益国ごとに同様の定期協議を行う方針が確認された。既に多くの国で実施され、更なる連携強化が模索されている。 ・UNDPIによる我が国拠出事業は、安全面や体制等の理由によりJICAによる事業展開が困難な国や分野を中心に行うこととなっている。特に中東・アフリカの紛争影響地域や民主化支援等の分野は中立性を有するUNDPを通じた支援を行うことが効果的であり、二国間援助では効果的に実施できない支援をUNDPが担う形で二国間支援とは棲み分けがなされ、二国間支援と合わせて我が国の外交政策を遂行するための重要な補完手段となっている。例えば防災分野では、JICAが南アメリカ地域で実施した避難訓練案件の知見を活用しつつ、その取組を地理的に補完するため、UNDPIは、防災リスクが深刻な島嶼国を含めたアジア18か国における避難訓練の実施を予定している。 ・2016年8月から、本基金を通じて、日本・UNDP・カザフスタン・アフガニスタンの連携によるアフガニスタン女性支援案件を開始した。本件は、女性の地位向上、更に、新興ドナーの南南協力・三角協力推進の観点からも我が国にとって極めて重要な案件として、2015年10月の安倍総理大臣によるカザフスタン公式訪問時に発表された日・カザフスタン共同声明においても言及された。UNDPを通じて実施することで、治安情勢が不安定なアフガニスタンの女性支援を効果的に実施することが可能となっている。なお、カザフスタンの国連常駐調整官（Regional Coordinator）は日本人が務めており、本件事業の実施を指揮している。 ・治安の観点で日本人が活動できない国・地域及び大使館が存在しない又はその活動が困難である国（シリア等）において、UNDPIは、暴力的過激主義防止対策の実施やガバナンス強化を通じて、SDGsの達成に貢献している。 ・日本の知見が少ない暴力的過激主義防止の分野において、UNDPIは、ジェンダーや若者の失業といった根本原因の究明や雇用創出やスポーツを通じた平和構築といった効果的な対策に取り組むと共に、研究結果やプロジェクトの成果を日本政府主催のワークショップで発表する等、ナレッジ管理に貢献している。 ・本基金の活用は、全て我が国とUNDPの間で綿密な協議を経て決定されており、我が国の意見は十分反映されている。上述のとおり、2016年度に実施又は開始した案件の全てがUHC、防災、女性支援、司法制度整備支援等、我が国が重視している分野における案件であり、かつ日本人職員が案件形成から実施まで関与する案件となっている。 ・事務次長補ランクの局長クラスが2名常時出席する年次戦略対話の実施に加え、総裁をはじめとする幹部の頻繁な訪日の機会を最大限活用して、UNDPの活動への我が国の重要外交課題の反映を推進している。例えば2016年には、総裁が共催者としてTICAD6に参加した他、WAWI3出席のために訪日。また、計17組のUNDPミッション訪日の際の意見交換を通じ、SDGs達成に向けた日・UNDP共通の優先課題が再確認されると共に、本基金を活用して、日本の在外公館やJICAの活動が困難であるシリア及びイラク等における日・UNDPパートナーシップに基づいた案件が形成・推進されるに至った。 ・本基金のガイドラインにおいて、案件実施にあたっては、日本の支援であることに十分なビジビリティが確保されるものであるほか、パートナーとして参加を希望する日本のNGOとの協力が奨励されている。 ・日本の重点分野である防災及び保健分野において、UNDPIは先進的な官民連携プロジェクトを形成・実施している。防災分野では、2017年3月、東北大学災害科学国際研究所及び富士通とともに、巨大自然災害の被害低減を目指した共同プロジェクトを開始したほか、2017年度にはアジア18か国における避難訓練を実施予定であり、その研究成果の早期活用を目指している。 ・我が国はUNDP執行理事会の場、又は非公式の意見交換を通じて働きかけを行っており、その結果、UNDPIは、TICADの共催、仙台で行われた第3回国連世界防災会議への各種貢献など、我が国の外交イニシアティブに対し非常に積極的に協力しており、我が国の政策推進及び発信に大きく貢献している。
-----------------------------------	---------------------------------	--

4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・UNDPの日本人職員数(専門職以上。JPO除く。)は、2015年末の62名から2016年末の60名に推移している。UNDPにおける意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル相当以上)は10名在籍する(2016年末現在)。 ・2017年5月、UNDP危機対応局長(ASG)を務めていた中満泉氏が軍縮担当上級代表(USG)に就任するためUNDPから離任。一方で、支援の現場において国連を代表して主導的な役割を果たす国連常駐調整官(RC)(UNDP常駐代表兼任)については、野田章子在モルディブRC、下村憲正在カザフスタンRCに加えて、2016年8月に田中美樹子氏がガイアナRCに就任する等、近年幹部職員の増強が進んでいる。 ・本部ジャパン・ユニットの長及び駐日代表事務所の次席代表(いずれもPレベル)には外務省職員が出向しており、日本政府との連携の円滑化及び強化に大きく貢献している。 ・UNDPは、国連事務局や複数の国連機関の人事担当者が合同で採用制度等の広報を行う国際機関合同アウトリーチミッションに参加し、また、UNDP幹部来日の際には、必ず日本人職員増強の重要性に言及する等、日本人職員の採用に積極的に取り組んでいる。2017年1月のUNDP欧州・CIS局長による小田原外務大臣政務官表敬の際には、同局における日本人JPOの積極採用の意向が示された。 ・毎年UNDP本部から人事部長が来日し、大学やその他の施設において、100名～250名規模の人事セミナーを実施している。2015年に実施した履歴書の書き方講座等、実務的なセミナーの企画及び実施に加え、2016年度にはUNDPのJPO出身邦人職員が自発的に人事セミナーを2度実施した。 ・日本とUNDPは、2000年以降、「人事行動計画」を策定。日本は、UNDPと同様の計画を作成している唯一の加盟国であり、日本とUNDPは強固な協力関係を築いている。 ・日本政府の支援を得る案件に関し、日本人職員の積極的な活用を条件にする等、日本人職員増強に直接的に寄与している。
5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: UNDPから提出される事業計画書を精査し、主に我が国の外交方針、開発協力大綱、国別援助方針、及びその他国際的に合意した政策との整合性に配慮しつつ、UNDPとも協議の上、我が国の意向に沿う内容に修正した上で承認。 DO: UNDPから提出される進捗報告書、在外公館による現地視察、UNDPとの協議等により、事業の進捗を確認し、モニタリングを実施。開会式典への出席、ODAマーク掲示、プレスリリースの発出等を通じ、ビジビリティを確保。 CHECK: 事業完了報告書を確認し、計画どおりの成果が得られたか否か確認・評価し、必要に応じて在外公館による案件実施地への視察を実施し成果の確認・評価を行う。財務報告書をもとに拠出金の適切な管理の有無を確認し、残余金が発生する場合には基金に返納させる。 ACT: 事業完了報告書の結果を踏まえ、次年度の拠出においてより効果的な事業の実施となるよう検討する。その際、UNDP執行理事会、日UNDP戦略対話、その他意見交換等の議論の結果も活用する。 ・上記の“ACT”に加え、UNDP執行理事会の理事国として、毎年1月、6月、9月に開催される執行理事会の機会を通じて、上記PDCAの更なる改善を含むより効率的な案件組織運営に向けた議論に積極的に関与しており、次会計年度の予算案に反映されるよう働きかけを行っている。
担当課室名	地球規模課題総括課